

<客観的起算点の解釈について>

鹿野菜穂子（慶應義塾大学）

消滅時効の客観的起算点（民法 166 条：「権利を行使することができる時」）の意味について、伝統的な通説は、権利行使をするについて「法律上の障害がなくなった時」という解釈を採っていました。

しかし、今日では、学説でもこの解釈が一般的というわけではなく、判例においても、下記のとおり、法律上の障害がなくなっただけではなく、「その権利の性質上、その権利行使を現実に期待することができるようになった時」という解釈を示すものが現れています。

なお、多くの場合は、「法律上の障害がなくなった時」と「権利行使を現実的に期待できるようになった時」とは一致するので、その場合には、「権利の行使を現実的に期待できるようになった時」を別途に問題になる必要はないのかもしれませんが、しかし、法律上の障害がなくなっただけではなお権利行使が現実的に期待できないような事情がある場合には、この客観的起算点をどのように捉えるのかが重要な問題となってきます。

<参考判例①>

最大判昭和 45 年 7 月 15 日民集 24 卷 7 号 771 頁

（弁済供託における供託金取戻請求権に関する事件）

（判決抜粋）

「つぎに、上告人は、本件供託金については民法四九六条一項に基づき被上告人において供託の時から取戻の請求をすることができたのであるから、本件供託金取戻請求権の消滅時効は供託の時から進行すると主張する。

もとより、債権の消滅時効が債権者において債権を「行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス」るものであることは、民法一六六条一項に規定するところである。しかし、**弁済供託における供託物の払渡請求、すなわち供託物の還付または取戻の請求について「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。**けだし、本来、弁済供託においては供託の基礎となつた事実をめぐって供託者と被供託者との間に争いがあることが多く、このような場合、その争いの続いている間に右当事者のいずれかが供託物の払渡を受けるのは、相手方の主張を認めて自己の主張を撤回したものと解せられるおそれがあるので、争いの解決をみるまでは、供託物払渡請求権の行使を当事者に期待することは事実上不可能にちかく、右請求権の消滅時効が供託の時から進行すると解することは、法が当事者の利益保護のために認めた弁済供託の制度の趣旨に反する結果となるからである。したがって、弁済供託における供託物の取戻請求権の消滅時効の起算点は、供託の基礎となつた債務について紛争の解決などによつてその不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時と解するのが相当である。」

<参考判例②>

最判平成 15 年 12 月 11 日民集 57 卷 11 号 2196 頁

(保険金請求権の期間制限が問題となった事件。直接的には、保険約款の解釈が問題となったが、その前提として民法 166 条の趣旨について言及し、その趣旨に照らして当該保険約款条項を解釈したもの)

(抜粋)

「しかしながら、本件消滅時効にも適用される民法 166 条 1 項が、消滅時効の起算点を「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」と定めており、単にその権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待することができるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の規定の趣旨であること(最高裁昭和 40 年(行ツ)第 100 号同 45 年 7 月 15 日大法廷判決・民集 24 卷 7 号 771 頁参照)にかんがみると、本件約款が本件消滅時効の起算点について上記のように定めているのは、本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由(被保険者の死亡)が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待できると解されることによるものであって、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である。そして、本件約款は、このような特段の事情の存する場合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する趣旨と解すべきである。」